

(介護予防) ショートステイ みろく苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業が行う指定短期入所生活介護の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法については、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境との的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ みろく苑
- (2) 所在地 青森県三戸郡田子町大字田子字七日市上ノ平60番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、この事業所の従業員の管理及び職務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名(嘱託医)
利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上(常勤)
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (4) 介護支援専門員 1名以上(常勤・生活相談員兼務)
施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
- (5) 介護職員 23名(常勤21名、非常勤2名)
入所者の日常全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 看護職員 3名(常勤3名)
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (7) 機能訓練指導員 3名(常勤3名、看護職員兼務)

- (8) 管理栄養士 1名 (常勤)
食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導を行う。
- (9) 事務職員 3名 (常勤)
必要な事務を行う。
- (10) その他従業員 6名 (常勤5名 非常勤1名)

(利用定員)

第5条 この事業所の定員は、次のとおりとする。

10名とする。(介護予防短期入所生活介護も含む)ただし、特別養護老人ホームの利用者に空きがある場合は、空床利用もできるものとする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 この事業所が行う短期入所生活介護は、次のとおりとする。

- (1) 給食サービス 栄養士の立てる献立表により栄養及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- (2) 入浴サービス 週に最低2回入浴サービスを行う。
- (3) 生活相談 生活相談員に、日常生活に関することなどについて、相談できる。
- (4) 機能訓練 生活機能の改善又は、維持のための機能訓練を行う。
- (5) 介護 食事、排泄、入浴等日常生活全般において実施する。
- (6) 健康管理 医師の指示により健康管理、保健指導を行う。
- (7) レクリエーション グループワーク、趣味、その他行事、随時ボランティアの慰問もある。

(利用料その他の費用の額)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、1割とする。ただし、所得が一定以上の場合はその2割又は3割とする。費用の詳細は「重要事項説明書」の通りとする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 食費 1日につき1,445円 (朝食420円、昼食525円、夕食500円)
- (2) 居住費 従来型個室 1日につき1,231円
多床室 1日につき 915円
- (3) 希望食 実費
- (4) 理美容代 1回につき2,000円 (散髪1,500円、顔そり500円)
- (5) 健康管理 インフルエンザ等予防接種費用 実費
- (6) レクリエーション、クラブ活動費 実費

3 特定入所者介護サービス費の適用になる方の負担額は次のとおりとなります。

☆利用者負担第1段階

	居 住 費	食 費
従 来 型 個 室	380円	300円
多 床 室	0円	

☆利用者負担第2段階

	居 住 費	食 費
従 来 型 個 室	480 円	600 円
多 床 室	430 円	

☆利用者負担第3段階①

	居 住 費	食 費
従 来 型 個 室	880 円	1,000 円
多 床 室	430 円	

☆利用者負担第3段階②

	居 住 費	食 費
従 来 型 個 室	880 円	1,300 円
多 床 室	430 円	

☆利用者負担第4段階

	居 住 費	食 費
従 来 型 個 室	1,231 円	1,445 円
多 床 室	915 円	

- 4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、三戸郡、八戸市、二戸市、二戸郡の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、常に主体的な生活をおくことを旨とし、次のことに留意する。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、共同生活を乱すような言動は慎み、相互の親和に努めること。
- (2) 喫煙及び火気使用の場所並びに時間については、利用者間の規則を遵守すること。
- (3) 外出又は、外泊をするときは、あらかじめ申し出ること。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規定第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して日常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業管理者を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。
- (2) 始業時・就業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

- (3) 日常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 日常災害整備には、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・訓練） 月1回以上
- ②利用者を含めた総合訓練 年1回以上
- ③非常災害用設備の使用の徹底 随時

(7) その他の必要な災害用防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待防止に関する事項)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策検討委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行なわない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は2年間保存するものとする。

3 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）実施すること。

(その他の運営に関する重要事項)

第14条 従業員の資質向上のため、内部研修は月1回以上及び外部研修は年3回以上の機会を設けるものとする。

2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人 吉幸会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成13年4月20日から施行する。

平成16年	4月20日	一部変更
平成17年	10月1日	一部変更
平成19年	4月1日	一部変更
平成20年	4月1日	一部変更
平成21年	4月1日	一部変更
平成22年	6月1日	一部変更
平成24年	4月1日	一部変更
平成24年	5月1日	一部変更
平成24年	6月1日	一部変更
平成26年	4月1日	一部変更
平成27年	4月1日	一部変更
平成27年	8月1日	一部変更
平成27年	9月4日	一部変更
平成28年	11月1日	一部変更
平成29年	4月1日	一部変更
平成30年	4月1日	一部変更
令和1年	10月1日	一部変更
令和2年	4月1日	一部変更
令和3年	4月1日	一部変更
令和3年	8月1日	一部変更
令和4年	4月1日	一部変更
令和5年	4月1日	一部変更
令和6年	4月1日	一部変更
令和6年	8月1日	一部変更
令和7年	4月1日	一部変更
令和8年	4月1日	一部変更